

— 目次 —

- 平成30年9月の税務
- 働き方改革関連法の成立

いつもお世話になっております。

季節では夏の終わりと申しながらまだまだ暑い日がつづきますね。
夏の疲れが出てくる頃です。ご無理などなさいませぬよう、
お願い申し上げます。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成30年9月の税務

9/10

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/1

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計ピックアップ>

働き方改革関連法の成立

◆迫られる残業削減・生産性の向上

政府が今国会の最重要法案としていた働き方改革関連法が6月29日に成立、2019年4月から順次施行されます。無駄な残業を減らし、時間ではなく成果を評価する方向に舵を切ることになります。単純な作業は機械やITに任せ、効率化を進め、 unnecessaryな残業は減らし、生産性向上を目指すようになるでしょう。というのも残業に上限時間規制が課せられたからです。業務の見直しや人の増員等の対応に迫られるかもしれません。

◆適用される大きな柱は3つ

- (1)働き方に最も大きな影響を与えるのは日本の労働法制で初めて導入される残業時間の上限規制です。労働基準法では労働時間は原則1日8時間・週40時間となっていますが、労使協定を結べば残業時間を無制限に設定できるのが実態でした。現在目安時間である「月45時間、年間360時間」が法制化され2～6か月平均で80時間以内、単月で100時間未満に抑え月45時間を超してよいのは年6回までです。(2020年4月)
- (2)脱時間給的働き方は年収1075万円以上の金融のディーラーやコンサルタント、アナリスト等を対象に残業代や休日手当の支給対象外とします。(2019年4月)
- (3)非正規労働者の処遇を改善する措置では正規と非正規の不合理な待遇差があることを禁じ、「同一労働、同一賃金」の実現を目指します。勤続年数や能力、仕事が同じなら原則、同じ基本給にする等賃金体系の見直しが必要になるかもしれません。(2021年4月)

◆その他の働き方改革関連法(2019年4月)

- (1)勤務間インターバルの努力義務…退社から入社までに一定時間の休息を確保
- (2)年次有給休暇の取得義務…年に5日は有給休暇を消化させなければならない
- (3)労働時間の把握義務…事業所に働く人の労働時間を客観的に把握する必要
- (4)フレックスタイム制の拡大…労働時間を1か月から3か月単位で調整可能に
- (5)中小企業の割増賃金は残業月60時間超えで割増率を50%以上に(2023年4月)

◆◆あしがき◆◆

お盆を過ぎて急に朝晩涼しくなったと思ったら、台風の影響でまた蒸し暑い日々…皆様体調など崩されていませんか？夏の疲れも出始める頃ですのでどうぞご自愛下さいね。

残暑厳しくても暦の上では『初秋』です。秋と言えば…読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋、そして食欲の秋！旬の食材を美味しく摂って体調を整え、残り1/3となる今年を元気に楽しく充実させていきましょう！